

水道局建設工事の請負契約に係る 一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者について必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等について、必要な事項を定めるものとする。

(市長部局の例)

第2条 入札に参加する者について必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等、必要な事項の取扱いについては、この要綱に定めるもののほか市長部局の例による。

(申請書)

第2条の2 入札に参加する資格（以下「資格」という。）の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び徳島市が定める建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（以下「徳島市審査要綱」という。）第3条第1項各号に規定する書類（以下「申請書添付書類」という。）及び水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要とする書類を管理者に提出しなければならない。ただし、管理者が特に必要がないと認めた書類については、この限りでない。

(申請書の提出期間)

第3条 申請者は、平成31年を最初の年とする隔年ごとの徳島県知事が定める期間に徳島県知事及び徳島市長に申請書及び申請書添付書類を提出するものとする。この場合において、管理者は申請者に対し、必要と認める書類の提出を求めることができる。

2 配水管布設業の資格の審査を受けようとする者（以下「配水管申請者」という。）は前項のほか管理者に申請書添付書類を提出しなければならない。

3 第1項に定める期間経過後において資格審査を受けようとするものは、別に徳島県知事が定める期間に徳島県知事及び徳島市長に申請書及び申請書添付書類を提出するものとする。この場合において、管理者は申請者に対し、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(資格審査)

第4条 管理者は、申請者について、徳島市が徳島市審査要綱第5条の規定に定める方法により審査をした資格に関する格付け結果（以下「審査結果」という。）を適用する。ただし、配水管申請者は審査結果のほか、次の各号に掲げる項目についてそれぞれ当該各号に定める基準により審査し、資格に適合すると認めた場合は、必要な等級に区分して資格に関する格付けを行うものとする。

(1) 建設業法第27条の23第3項の規定に基づき国土交通大臣が定めた項目、同項の基準に基づき国土交通大臣が定めた基準

(2) 管理者が特に必要と認めて別に定める項目、管理者が別に定める基準

2 前項の規定による格付けは、平成31年6月1日を最初の期日とする隔年ごとの6月1

日に行うものとする。

(資格の有効期間)

第5条 資格の有効期間は、前条第2項に定める日から2年間とする。

2 第3条第3項の規定により申請書を提出し、審査を受けた資格の有効期間は、前項の規定にかかわらず、前項の期間の残存期間とする。

(格付けの変更)

第6条 管理者は、平成32年6月1日を最初の期日とする隔年ごとの6月1日において、現に配水管布設業の資格を有する者（以下「配水管工事資格者」という。）に対し、第4条第1項各号に掲げる項目についてそれぞれ当該各号に定める基準により審査し、必要な等級に区分して資格に関する格付けの変更を行うものとする。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、格付けの変更を行わないことがある。

2 管理者は、格付けの変更を行う場合は、配水管工事資格者に対し、管理者が別に定める期間内において、必要と認める書類の提出を求めることができる。

3 第1項の規定による格付けの変更において、その直前の事業年度終了の日を審査基準日とする経営事項審査で、現に資格を有している建設工事の工種に係る総合評定値を付与されていない場合は、当該建設工事の工種に係る資格を失うものとする。

4 管理者は、徳島市が徳島市審査要綱第6条の2の規定に定める方法により審査をした資格に関する格付けの変更結果及び資格の有効期間を適用する。

附 則

1 この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に指名競争入札に参加する資格を有する者は、この要綱の施行の日から県内業者にあつては平成19年5月31日まで、県外業者にあつては平成20年5月31日までは、この要綱に基づく資格を有する者とみなす。

附 則

1 この要綱は、平成20年12月15日から施行する。

2 この改正後の水道局建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第4条第1項の規定にかかわらず、平成21年において、徳島県の区域内に主たる営業所を有するものについては、同年1月15日から同年2月16日まで（土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の期間に競争入札参加資格審査申請書を提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に入札に参加する資格を有する者は、この要綱の施行の日から平成31年5月31日まで、改正後の水道局建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱に基づく資格を有する者とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に入札に参加する資格を有する者は、この要綱の施行の日から平成31年5月31日まで、改正後の水道局建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱に基づく資格を有する者とみなす。